

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から61年3月まで

私は会社退職後の昭和54年1月に国民年金に加入し、未納が無いように国民年金保険料を納付してきた。

申立期間に国民年金の任意加入に係る喪失手続をした記憶は無く、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和54年1月に国民年金に加入して以降、強制加入期間について国民年金保険料の未納は無い上、結婚後の55年12月からは任意加入して保険料を納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録によると、昭和60年11月30日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人は、「資格喪失の手続を行った記憶は無い。」と主張している上、申立期間前後を通じて、申立人及びその夫に職業変更や住所変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間前後（申立期間後は3号納付）の国民年金保険料は納付済みであることを踏まえると、あえて申立期間について、国民年金の任意加入の資格喪失をする合理的な理由は見当たらず、申立期間のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和27年8月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月頃から26年10月1日まで
② 昭和27年6月5日から同年8月1日まで

私は、昭和24年4月頃から27年7月末までの期間においてA社に継続して勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が26年10月1日から27年6月5日までの期間とされていることに納得できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について

勤務内容等に係る申立人の具体的な供述、及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和27年9月11日と記録されていることが確認できる申立人と同職種の同僚は、「申立人は、私が退職する少し前に退職したと思う。」旨供述していることなどから判断すると、申立人が申立期間②においてA社に職種等を変更することなく勤務していたことが認められる。

また、前述の同僚は「以前、会社の業況はあまり良くなかったと聞いているが、私が入社した昭和26年頃は工場がフル稼働しており、会社から休業を命じられるようなことは無くみんなフル出勤していた。このような時期に、勤務していた従業員について厚生年金保険の加入を途中で取りやめるはずはないと思う。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

申立期間②の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における申立人の昭和 27 年 5 月の記録から 4,000 円とすることが妥当である。

申立人に係る申立期間②の保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は廃業し事業主も既に死亡しており、そのほかこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述から判断すると、申立人は、A社に勤務していたことはいかがえるものの、前述の被保険者名簿において申立期間①に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「私は昭和 26 年頃からA社に勤務していたが、申立人は私の後に入社していたと思う。」と供述しており、申立人の申立期間①の全てに係る勤務実態を確認することができない。

また、A社は既に廃業し、事業主も死亡している上、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、前述の被保険者名簿において申立期間①に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人と同職種の同僚は、「私は、昭和 22 年 4 月からA社に勤務した。」と供述しているところ、当該被保険者名簿において当該同僚は昭和 23 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることなどから判断すると、当時、事業主は、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間①における申立人の氏名は見当たらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主は、申立人が昭和22年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年11月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額は、1万円とすることが妥当である。

また、申立人は申立期間②のうち昭和23年3月24日から24年3月20日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を23年3月24日に、資格喪失日に係る記録を24年3月20日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額は23年3月から同年7月までの期間を600円、同年8月から24年2月までの期間を1,200円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月1日から同年11月1日まで
② 昭和23年3月24日から24年5月1日まで

私は、昭和21年の終わり頃にA社に入社し、22年11月1日から23年3月23日までの期間については同社の関連会社であるB社に勤務したが、途中退職すること無く24年4月末までの期間においてA社に継続して勤務した。

A社に勤務した期間における厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述などから判断すると、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、自身の雇用形態について現場作業員だったと供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる前述の同僚の供述などから総合的に判断すると、A社は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和 22 年 5 月 1 日時点で、同社に勤務していた現場作業員のほぼ全員について厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿（ページの右上に「214」の表示が確認できる）について、i) A社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和 22 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる複数の者について、当該被保険者名簿の最後尾に記載されている被保険者の健康保険整理番号が 17 であるところ、当該被保険者名簿には 7 人の被保険者記録のみが記載されており、残りの 10 人についての健康保険整理番号が欠落していることが確認できること、ii) 当該被保険者名簿に記載されている当該被保険者 7 人全員について、厚生年金保険被保険者の資格取得時における標準報酬月額に記載が無いこと、iii) 当該被保険者名簿及びオンライン記録において、当該被保険者名簿に記録は無いものの、厚生年金保険被保険者証を所持していたことなどを理由として、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日が 22 年 5 月 1 日に訂正された者が存在することがそれぞれ確認できる。

加えて、前述の被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人を記憶する申立人と同職種の同僚は、昭和 22 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることなどから判断すると、前述の被保険者名簿において欠落していることが確認できる健康保険整理番号の一つは申立人の記録であると認められる。

申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は申立人及び同僚の供述、並びにB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿などから判断すると、昭和 22 年 11 月 1 日とすることが妥当である。

ところで、ページの右上に「214」の表示が確認できる前述の被保険者名簿は摘要欄に「昭和 26 年 7 月 17 日書替」と記載されていることが確認でき、C 県公文書館の資料によれば、昭和 23 年*月*日にC 県庁は火災の被害に遭っており、C 県の元担当職員は、「C 県庁は昭和 23 年に火災の被害に遭い焼失した厚生年金保険の被保険者記録の修復作業に当たった。1 年くらいかけて修復作業を行ったものの、修復時において既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていた事業所もあったことなどから、完全に修復できたか否かは不明である。」と供述していることなどから判断する

と、当該被保険者名簿は書き替えられたものであることがうかがえるところ、年金事務所は、「ページの右上に『214』の表示があるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、書替えが行われる前の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は確認できない。」と回答している。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による厚生年金保険被保険者名簿の記入漏れ、厚生年金保険被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、厚生年金保険被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も厚生年金保険被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないといふべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間①に継続して勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の被保険者記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和22年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

申立期間①の標準報酬月額は厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、厚生年金保険被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな本件においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件として、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

2 申立期間②のうち昭和23年3月24日から24年3月20日までの期間について

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び前述の同僚を含む複数の同僚の供述から判断すると、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務（昭和23年3月24日にA社の関連会社であるB社からA社に異動）していたことが認められる。

また、前述の被保険者名簿において、当該期間当時、申立人を記憶する複数の同僚には、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、当該複数の同僚は当時のA社の従業員数について約20人であつ

たと供述しているところ、前述の被保険者名簿などから判断すると、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者数は約 17 人であることが推認できることから判断すると、同社は、当時、従業員のほぼ全員について厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

加えて、前述の同僚の一人は、「申立人は他の同僚二人とほぼ同時期に退職したと思う。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿において、申立人とほぼ同時期に退職したとされる者について、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 24 年 3 月 2 日又は同年 3 月 20 日であることから判断すると、申立人の資格喪失日は同年 3 月 20 日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

当該期間に係る標準報酬月額は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における同職種の同僚の昭和 23 年 3 月及び同年 8 月の記録から、同年 3 月から同年 7 月までの期間を 600 円、同年 8 月から 24 年 2 月までの期間を 1,200 円とすることが妥当である。

申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に事業を廃止しており事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 23 年 3 月 24 日から 24 年 3 月 20 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 一方、申立期間②のうち昭和 24 年 3 月 20 日から同年 5 月 1 日までの期間について

事業所番号等索引簿によると A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も居所不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

このほか、当該期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の両申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を14万5,000円、申立期間②の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月10日
② 平成20年6月30日

年金事務所において厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、平成19年12月及び20年6月の標準賞与額に係る記録が年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされていることが判明した。

私は、両申立期間に係る賞与支給明細書を所持しており、A社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料も控除されていることが確認できるので、両申立期間の標準賞与額に係る記録を年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する賞与支給明細書、並びに事業所が保管する申立人に係る平成 19 年度及び 20 年度賃金台帳の記録から、申立人は、19 年 12 月 10 日及び 20 年 6 月 30 日に A 社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、両申立期間の標準賞与額については、前述の賞与支給明細書及び賃金台帳における当該賞与に係る厚生年金保険料の控除額から、19 年 12 月は 14 万 5,000 円、20 年 6 月は 15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 10 月 26 日に、事業主が両申立期間同時に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に係る届出を失念したと認めた上で届出を行っていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る両申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和39年9月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月17日から40年6月1日まで

私は、昭和39年4月にA社（現在は、B社）C営業所に正社員として入社し、平成18年3月末までの期間において継続して勤務した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述などから判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人のA社に係る最初の厚生年金保険記号番号が、昭和39年9月1日を資格取得日として、同年9月29日付けで払い出されていることが確認できる。

さらに、当該払出簿には、昭和39年9月29日付けでA社において申立人を含む32人の被保険者に厚生年金保険記号番号が払い出されていることが確認できるところ、当該払出簿において、当該32人の被保険者に係る「備考」欄には、「取消」との記載があるものの、当該取消処理を行った日付及び取消の事由等に係る記載は無い。

加えて、前述の32人の被保険者に照会したところ、回答が得られた複数の同僚は、いずれも、「A社から、厚生年金保険被保険者の資格取得取消に係る説明等は受けていない。」と供述していることなどから判断すると、

このような処理を社会保険事務所（当時）が行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得に係る有効な取消処理があったとは認められず、事業主は、申立人が昭和 39 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 40 年 6 月の標準報酬月額の記録、及び申立人と同年代の同僚の当該被保険者原票の 39 年 7 月の標準報酬月額の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和 39 年 4 月 17 日から同年 9 月 1 日までの期間については、前述の申立人の前述の A 社に係る雇用保険被保険者記録の取得日は同年 4 月 17 日であることが確認できる一方、前述の払出簿において、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年 9 月 1 日と記録されていることが確認できる。

また、前述の被保険者原票において、当該期間において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「A 社には従業員によって 3 か月間から 6 か月間までの試用期間があり、それぞれの試用期間が経過した後に厚生年金保険料が給与から控除されるようになった。」旨供述していることなどから判断すると、当時、事業主は、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述及び関連資料を得ることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和47年8月及び同年9月は6万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間⑤に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成8年10月から9年10月までの期間は15万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月1日から51年1月20日まで
② 昭和53年2月1日から55年6月1日まで
③ 昭和57年12月6日から58年10月1日まで
④ 昭和59年10月1日から平成6年6月1日まで
⑤ 平成7年12月8日から9年11月14日まで
⑥ 平成10年10月27日から11年5月8日まで

私は、申立期間①はA社に、申立期間②においてはB社に、申立期間③はC社（現在は、D社）に、申立期間④及び⑤はE社に、申立期間⑥はF社に勤務していたが、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額が記録されている。

私は、給与明細書を持っているので、全ての申立期間の標準報酬月額を実際に支給されていた給与額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は全ての申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てている

が、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①のうち、昭和47年8月及び同年9月の標準報酬月額については、申立人が所持する当該期間に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①のうち、昭和47年8月及び同年9月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無いため、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間⑤のうち、平成8年10月から9年4月までの標準報酬月額については、申立人が所持する当該期間に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から15万円とすることが妥当である。

また、申立期間⑤のうち、給与明細書の提出が無い平成9年5月から同年10月までの期間については、申立人に係る雇用保険受給資格者証から、離職日（平成9年10月31日）前6か月間の平均賃金月額が29万2,290円であることが確認できることなどから判断すると、当該期間についても8年10月から9年4月までの期間と同額の厚生年金保険料が控除されていたと推認できることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間⑤のうち平成8年10月から9年10月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、E社が15年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は居所不明であることから、これを確認することができないものの、給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間の長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う報酬月額を届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生

年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 一方、申立期間①のうち、昭和47年3月及び同年4月、同年6月及び同年7月、同年10月から48年4月までの期間、同年6月から同年9月までの期間、同年11月から49年4月までの期間、同年7月から同年9月までの期間、同年12月から50年3月までの期間、同年8月から同年10月までの期間、及び同年12月の標準報酬月額については、申立人が所持する当該期間に係る給与明細書における報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが認められ、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち上記期間を除く期間については、申立人は給与明細書を所持しておらず、A社の元事業主は、「当時の資料等を保管しておらず、申立人の保険料控除額については不明。」と回答していることから、当該期間における厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

- 5 申立期間②のうち、昭和53年12月から54年5月までの期間、同年7月から同年10月までの期間、同年12月から55年5月までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する当該期間に係る給与明細書における報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが認められ、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間②のうち上記期間を除く期間については、申立人は給与明細書を所持しておらず、B社は、「当時の担当者は既に亡くなっている上、平成2年の水害により当時の書類が流失したことにより、保険料控除額等の詳細は不明。」と回答していることから、当該期間における厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

- 6 申立期間③のうち、昭和58年1月から同年4月までの期間、同年7月及び同年8月の標準報酬月額については、申立人が所持する当該期間に係る給与明細書における報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが認められ、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間③のうち上記期間を除く期間については、申立人は給与明細書を所持しておらず、D社は、「当時の資料等を保管しておらず、申立人の保険料控除額は、不明。」と回答していることから、当該期間における厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

- 7 申立期間④のうち、平成2年9月及び同年10月については、申立人のオンライン記録上の標準報酬月額は17万円であるものの、申立人が所持する当該期間の給与明細書から、標準報酬月額34万円に基づく厚生年金保険料(2万4,310円)が控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、平成2年7月及び同年8月の給与明細書を所

持していないところ、申立人は、「平成2年7月の業務中に接触事故を起こしたため、同年7月及び同年8月頃は病院に入院していた。」と供述している上、当時の給与担当者は、「当時、会社の事務処理として、従業員が会社を休み、給与が支給されない月があると、入社した月の給与から、休んだ月の社会保険料の本人負担分を遡って控除することがあった。2か月間休んだことにより当該2か月分の給与の支給が無かった場合は、入社した月に1度に保険料を控除してしまうと、本人の手取り給与額が大幅に減るので、2か月に分けて保険料を控除していた。申立人に限らず、従業員に対して、このような給与計算処理をしたことが何度かあった。」と供述していることから判断すると、事業主は、同年7月及び同年8月について、オンライン記録上の標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料の本人負担分（1万2,155円）を申立人の同年9月及び同年10月の給与から遡って控除したものと認められる。

また、申立期間④のうち、昭和60年1月から同年5月までの期間、同年8月から61年1月までの期間、同年3月から同年10月までの期間、同年12月から62年10月までの期間、同年12月から平成2年5月までの期間、同年11月から4年2月までの期間、同年4月から6年1月までの期間、同年3月及び同年4月の標準報酬月額については、申立人が所持する当該期間に係る給与明細書における報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが認められ、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間④のうち上記期間を除く期間については、申立人は給与明細書を所持しておらず、E社は平成15年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は居所不明であることから、当該期間における厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

- 8 申立期間⑤のうち、平成7年12月から8年3月までの期間、同年6月から同年9月までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する当該期間に係る給与明細書における報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが認められ、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間⑤のうち、平成8年4月及び同年5月の標準報酬月額については、申立人は給与明細書を所持しておらず、E社が15年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主は居所不明であることから、当該期間における厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

- 9 このほか、申立人の上記4から8までの各期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 10 申立期間⑥については、申立人が所持する平成10年12月から11年3月までの期間に係る給与明細書及びF社が保管する申立期間⑥に係る賃金台帳から確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが認められ、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

大分厚生年金 事案 941

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成15年4月から同年8月までを62万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月1日から15年9月1日まで

厚生年金加入記録のお知らせを確認したところ、私が勤務していたA社における申立期間の標準報酬月額について、申立期間前の標準報酬月額よりも低く改定された記録となっていることが判明した。

調査の上、申立期間について、申立期間前の標準報酬月額と同額となるよう標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち平成15年4月から同年8月までの期間については、申立人の平成16年度（平成15年分）所得・税額証明書において推認できる厚生年金保険料控除額から、オンライン記録上の標準報酬月額を上回る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準報酬月額については、当該所得・税額証明書により推認できる厚生年金保険料の控除額等から、15年4月から同年8月までの期間は62万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、B県建設業厚生年金基金は、申立期間当時の厚生年金保険及び厚生年金基金に係る届出が複写式であったことを回答しているところ、同基金が保管する申立期間に係る厚生年金基金加入員標準給与月額算定基礎届、厚生年金基金加入員標準給与月額変更届及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により確認できる標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額と全て一致しており、事業主は、申立期間に係る申立人の標準報酬月額を59万円とする旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが推認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、平成14年5月から15年3月までの期間については、前述の厚生年金基金加入員標準給与月額算定基礎届、厚生年金基金加入員標準給与月額変更届及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により確認できる標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と全て一致していることが確認できる。

また、平成15年度及び16年度所得・税額証明書において確認できる申立人の当該期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額より高い額であることが確認できるものの、当該所得・税額証明書において推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額とおおむね一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

大分国民年金 事案 785

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月まで
私の国民年金は、父親が加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていた。
結婚後も、夫に勧められ継続して加入し、地区の自治会の集金人を通じて国民年金保険料を納付していた。国民年金の任意加入をやめたことはなく、知らない間に申立期間が未加入とされたことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金の任意加入を辞めたことはなく、知らない間に申立期間が未加入とされた。」と主張しているところ、申立人に係る国民年金被保険者名簿の備考欄には、「58. 7. 18」と記載されており、これは国民年金の資格喪失手続が行われた日（受付日）を示しているものと推認できる。

また、申立人のオンライン記録、国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している年金手帳の資格記録欄には、資格喪失日がいずれも昭和 58 年 7 月 18 日と記録されており、全て一致していることが確認できることから、申立期間は任意未加入期間として整理され、納付書は発行されず、当該期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月から 60 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月から 60 年 8 月まで

私は 20 歳の時に母親と一緒に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、昭和 60 年 9 月に就職するまで保険料を母親が納付してくれていたため、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入時期は、申立人の第 3 号被保険者期間の適用状況及び前後の被保険者記録から平成 4 年 9 月頃と推認されるころ、申立期間は、当該時点で 20 歳到達時まで資格取得日が遡及したこと、及び 5 年 3 月に昭和 60 年 9 月から元年 3 月までの厚生年金保険の被保険者期間が追加処理されたことにより確定した国民年金の強制加入期間であり、上記加入時点では既に時効により、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、「20 歳の時に母親と一緒に A 市役所で国民年金の加入手続を行った。」旨供述をしているところ、申立人の母親は、「申立期間当時、申立人と一緒に A 市役所へ申立人の国民年金加入手続に行った記憶は無く、申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付をしたかは定かではない。」旨供述しており、双方の供述には相違が見受けられる。

さらに、申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、そのほかに申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立期間当時、A 市において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

大分国民年金 事案 787 (事案 51 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から 48 年 11 月までの国民年金保険料については、納付しているものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 48 年 11 月まで
申立期間当時の住所に転居してから 2、3 年後、A 町役場の窓口で国民年金担当の B 氏に申立期間の国民年金保険料を一括納付したはずであり、この期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した時期等に係る記憶が明確でないものの、i) 昭和 50 年 7 月から 53 年 6 月まで、A 町役場の国民年金事務担当に「B」という職員が勤務していたことが確認できること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は 50 年 11 月に払い出されていること、iii) 50 年 12 月の国民年金受付処理簿に申立人に係る記載があることから、申立人が国民年金に加入したのは同年 12 月と考えられるところ、この時点で申立期間の保険料の一括納付に必要な金額と、申立人が納付したとする保険料額とには、大きな差がある上、申立人の国民年金保険料は、昭和 48 年 12 月から納付済みであるが、50 年 12 月の国民年金加入時点で過年度納付した場合の保険料額と申立人が納付したとする保険料額はおおむね一致するほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 4 月 1 日付けで当該期間について年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな主張等はなく、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 937

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月 1 日から 41 年 3 月 9 日まで
② 昭和 41 年 4 月 6 日から 42 年 8 月 14 日まで

私は、申立期間当時において脱退手当金の制度があったことを知らず、また、脱退手当金を受け取った記憶も無いのに、脱退手当金が支給されている記録となっていることに納得できない。

私は、A社を退職した後、脱退手当金を受給していないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格喪失日前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を有する女性3人（申立人を含む。）の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立人を含む二人に脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも6か月以内に支給決定を受けていることが確認できることから、事業主による代理請求が行われた可能性を否定できない。

また、申立人に係る前述の被保険者原票には、脱退手当金の支給決定が行われたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、当該脱退手当金の支給額と法定支給額は一致しているほか、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約4か月後の昭和42年12月28日に支給決定されているなど、社会保険事務所（当時）における一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申

立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 938

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで

私は、A社において昭和 52 年 10 月 1 日から 54 年 3 月末までの期間に継続して勤務した。年金事務所で確認したところ、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和 52 年 11 月 1 日とされていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び同僚の供述などから判断すると、申立人がA社に昭和 52 年 11 月 1 日以降も勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間において申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、申立人の勤務期間について記憶している同僚はおらず、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、A社は、「申立人の健康保険厚生年金保険の資格喪失に係る届出は、当社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている資格喪失日のおおりに行っており、申立てどおりの届出、保険料控除及び保険料納付は行っていない。」と回答している。

さらに、申立期間当時、A社の社会保険事務の委託を受けていた社会保険労務士は、「A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者の資格取得及び資格喪失の届出内容について記載された従業員の一覧表を保管しており、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者の資格取得及び資格喪失の届出についてもこの一覧表のおおりに届出した。」と供述しているところ、当該従業員の一覧表に記載された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日は同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一

致していることが確認できる。

加えて、申立人は給与明細書を所持しておらず、A社は「人事記録及び賃金台帳等の資料を火災により焼失した。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除等を確認できる関連資料を得ることができない。

その上、前述の被保険者原票において、遡って記録が訂正されたなど不自然な形跡も見受けられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 3 月 1 日から 7 年 3 月 1 日まで

私は、A社に平成 3 年 5 月 1 日から 4 年 2 月 28 日までの期間において勤務した後、5 年 3 月 1 日に再入社し、22 年 3 月 25 日に退職するまでの期間において継続して勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人及び同僚の具体的な供述、並びに雇用保険の被保険者記録などから判断すると、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。また、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得届の提出及び保険料納付を行っていない。」と回答している上、同社の社会保険事務担当であった者は、「従業員を雇用する際には、入社後、直ちに厚生年金保険被保険者の資格取得に係る届出を行わなかった。」と供述している。

また、オンライン記録により、申立期間において厚生年金保険被保険者の資格記録が確認できる複数の同僚は、「A社は、当時、試用期間を設けており、私は入社して直ちには、厚生年金保険被保険者の資格取得に係る届出を行ってもらえなかった。」と供述しており、オンライン記録によると、当該同僚が供述する勤務開始時期とA社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日が一致していないことが確認できることなどから判断すると、同社は当時、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、オンライン記録から申立人のA社に係る厚生年金保険の資格取得

日は平成7年3月1日であることが確認できるところ、申立人と同日付けで同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚7人のうち、雇用保険の被保険者記録が確認できる5人については、雇用保険被保険者の資格取得日及び同社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日が一致していないことが確認できる上、当該同僚の一人は、「私がA社に入社した当初は厚生年金保険には加入しなくてもよいだろうと会社の担当者から言われ、それに同意したことを覚えている。後に同社の担当者から、厚生年金保険は強制加入だから加入しないとイケないと言われて初めて加入するようになった。」と供述していることなどから判断すると、同社は厚生年金保険に加入させていなかった複数の従業員について、同年3月1日にまとめて厚生年金保険に加入させた状況がうかがえる。

加えて、A社には申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる賃金台帳等の資料は保管されていない上、申立人も給与明細書等を所持していないため、申立期間に係る申立人の保険料控除を確認できる関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月中旬から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 4 月中旬から同年 5 月末までの期間について、A 社の命令により、同社が所有することとなる艀装中の船舶（B 船舶）を造船所に見に行き、その後当該船舶に乗り組んだことを記憶している。

私の A 社における船員保険被保険者の資格取得日は、昭和 35 年 6 月 1 日となっているが、艀装中の船舶を造船所に見に行った同年 4 月中旬からの期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述、複数の同僚が、「自分が乗り組む船舶の艀装を見に行くことはあった。」と供述していること、及び A 社が、「昭和 35 年 5 月に『B 船舶』を竣工させた。」と回答していることなどから判断すると、勤務期間を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していた状況がうかがえる。

しかしながら、A 社に係る船員保険被保険者名簿によると、昭和 35 年 6 月 1 日に申立人を含めて 16 人が船員保険被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、当該 16 人全員について、当該被保険者名簿における資格取得日とオンライン記録上の資格取得日は一致しており、遡って訂正が行われたなど不自然な形跡も無い。

また、申立人は、「艀装中の船舶を見に行った後、『B 船舶』に乗り組んだのは昭和 35 年 4 月の終わり頃又は同年 5 月の始め頃であった。船員手帳は所持していないが船員手帳に記載されていた雇入日は同年 5 月 15 日と記憶している。」と供述しているところ、前述の 16 人のうち複数の同僚が、「私は昭和 35 年 5 月頃に B 船舶に乗り組んだ。」、「私の船員手帳の雇入日は昭和

35年5月14日と記載されている。」、「A社は昭和35年5月半ばに雇入れた船員については、同年6月1日に一度に船員保険被保険者の資格取得の届出を行ったと聞いている。」と供述していることなどから判断すると、当時、事業主は、船員について必ずしも雇入れと同時に船員保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、A社は「当時の船員保険料の控除等に係る関連資料は保管されておらず、申立人の申立内容については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る船員保険の加入状況及び船員保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間において、艀装中の船舶を機関習熟のため造船所に見に行ったと主張していることから、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録についても調査を行ったが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない。

大分厚生年金 事案 943

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 26 日から 47 年 3 月 21 日まで
② 昭和 51 年 4 月 1 日から平成 2 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間①においてA社で勤務し、B業務に従事した。申立期間②においてはC社で勤務し、D業務及びE業務に従事した。両申立期間ともに、実際に支給されていた給与額と比較すると、標準報酬月額が低く記録されていることに納得できない。

調査の上、両申立期間の標準報酬月額の記録を実際に支給されていた給与額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、両申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①について、申立人は、給与支給額は約 25 万円であったことから、社会保険事務所（当時）が記録する標準報酬月額に納得できないとして申し立てしているが、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている標準報酬月額及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における標準報酬月額はオンライン記録上の標準報酬月額と一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われたなど不自然な形跡も無い。

また、前述の被保険者原票において、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人と同職種の複数の同僚の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

さらに、申立人は給与明細書等を保管していない上、A社は賃金台帳等を保管していないことから、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除額等を確認することはできない。

- 3 申立期間②について、申立人は、給与支給額は約 25 万円から 28 万円であったことから、社会保険事務所が記録する標準報酬月額に納得できないとして申し立てているが、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われたなど不自然な形跡も無い。

また、当該期間において、前述の被保険者原票により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人と同職種の同僚は、「私が所持する申立期間のものと推認される給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と符合している。」旨供述している上、別の同僚は、「私が所持する申立期間後の給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と符合している。」旨供述している。

さらに、前述の被保険者原票により、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人と同職種の複数の同僚の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

加えて、申立人は給与明細書等を保管していない上、申立事業所は賃金台帳等を保管していないことから、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除額等を確認することはできない。

- 4 このほか、両申立期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 10 月 1 日まで

ねんきん定期便の記録から、私のA社に勤務した期間のうち、申立期間における標準報酬月額が申立期間前の標準報酬月額と比較して低く記録されていることが確認できる。私は、昭和 55 年に同社の取締役役に就任した際、当時の経理担当者から「社会保険事務所（当時）の行政指導により従業員の標準報酬月額を引き下げた。」という話を聞いた。

標準報酬月額が申立期間前の標準報酬月額と比較して低く記録されていることに納得できないので、申立期間における標準報酬月額を申立期間前の標準報酬月額と同じ金額となるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

したがって、A社が提出した申立人の申立期間に係る賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額は、申立期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致しており、特例法による保

険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 2 なお、申立人は、「当時、社会保険事務所がA社に対して標準報酬月額を引き下げようとして行政指導を行った。当該指導による標準報酬月額の引き下げは適切ではなく、申立期間において給与が下がることは無かったので、標準報酬月額を申立期間前の標準報酬月額と同じ15万円に訂正してほしい。」と主張しているが、申立人の標準報酬月額について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録はオンライン記録と一致しており、標準報酬月額の記録が訂正されたなどの社会保険事務所が不合理な事務処理を行った形跡は見当たらない上、同社に当該事情について照会しても、同社は、「当時の担当者は亡くなっている上、資料等が無く不明。」と回答している。

また、申立人は、「A社のB営業所に勤務していたC職種の従業員についてのみ標準報酬月額が低く記録されていることにも納得できない。」と主張しているものの、申立期間当時におけるA社及び同社D営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該期間に被保険者記録が確認できる同僚について標準報酬月額の変遷を検証したところ、A社に係る被保険者原票に被保険者記録が確認できる同社B営業所の被保険者、及び同社D営業所に係る被保険者原票における被保険者のいずれにおいても、標準報酬月額が引き下げて記録されている者が複数確認できる上、申立人及び同僚の供述から判断してC職種又はD職種であることが確認できた複数の者についても、職種の区別に関わりなく多数の被保険者の標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 2 年 7 月 1 日まで
私が勤務していたA社において、申立期間の標準報酬月額が申立期間前の標準報酬月額よりも低く記録されていることに納得できない。
調査の上、申立期間の標準報酬月額を申立期間前の標準報酬月額と同額となるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書における報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。